**平成２２年（フ）第２９４５号**
横浜市中区伊勢佐木町６丁目146番地　シティメゾン川本401号室
債務者　高橋　里美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０００号**
横浜市鶴見区尻手２丁目４番33号　尻手コーポ304
債務者　杉本亜衣子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３００３号**
横浜市金沢区六浦東１丁目22番25号
債務者　内田　芳美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０１１号**
横浜市港南区日野５丁目12番５号　メゾンヤマダ203号
債務者　三好絵利子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３０１２号**
横浜市港南区下永谷６丁目３番１号　三洋建商ビル202号
債務者　後藤京子こと　鄭　　光淑
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４２６号**
北海道旭川市春光１条８丁目11番３号
債務者　白石　嘉範
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２８４１号**
神奈川県鎌倉市笹目町６番27号　笹目荘201
債務者　紙岡千津子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２９８２号**
横浜市金沢区谷津町55番地の17
債務者　小西　貴支
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１５７号**
静岡県富士市岩本185番地の１、前住所静岡県富士宮市猪之頭2121番地の７
債務者　水澤　道子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時　静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第５２０号**
青森市里見１丁目７－８、住民票上の住所青森市虹ケ丘１丁目13番地５
債務者　比嘉　良輝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２９２９号**
神奈川県茅ヶ崎市十間坂２丁目２番35号　メゾンシノダ202
債務者　横山　則道
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４０号**
岡山県津山市院庄952番地17
債務者　岩谷　浩之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分　岡山地方裁判所津山支部

**平成２２年（フ）第１７６４５号**
東京都新宿区西早稲田２丁目５―21―109
債務者　高津　安雄
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７７２８号**
東京都足立区大谷田５丁目24―18
債務者　佐々木正男
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７７９５号**
東京都大田区大森東１丁目６－５―106
債務者　高坂あずさ
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７７９７号**
東京都八王子市南大沢５丁目１－１―1114
債務者　田島　明人
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時　東京地方裁判所民事第20部